

## 第2回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長 ) 審議に入る前に、私から事務局にお願いがあります。本日は、審議事項として4号議案まで、そして専決報告としては6つあります。

各内容については委嘱・任命が中心ではありますが、何がどうなのか、その委員会の目的や、今回はどのように委員が変わったのか、この2点を委員の皆さんにわかりやすく説明してください。

委員の皆様には、第4号議案については追加という形でお出ししました。内容を見ますと、事前に提案が諮られるべきものと私は認識をしております。担当部署としては、遅くなったことは十分に反省し、次に進めてください。

それでは、審議に入ります。

日程第1、第1号議案「平成27年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 芦屋市心身障害児適正就学指導委員会は、そもそも何を議論し、何を決定する委員会ですか。

学校教育課主幹) 子どもたちにとって望ましい就学先を審議する機関であります。

教 育 長 ) 望ましい就学先というのは、具体的に何ですか。

学校教育課主幹) 通常学級で措置をするのか、特別支援学級、あるいは特別支援学校か、そのあたりを審議いたします。

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員 ) その候補に挙がってくる子どもは、先生方から連絡があるのですか。

学校教育課主幹) 幼稚園、保育所等から、まず連絡があります。来年度就学予定の子どもの中で配慮を要する子どもは、福祉のほうで療育相談を毎月行っておりますので、福祉からも委員会に情報が上がってきます。

浅 井 委 員 ) 昨年度は打出教育文化センターの上月先生が行っておられたのですが、今年度は違う方がお入りになるのですか。

学校教育課主幹) 今年外しましたのには、2つ理由がございます。

1つは打出教育文化センター所長というのは、どちらかというところと内部の職員に当たるということです。もう1点は、従来、打出教育文化センターは、いわゆる相談機関の1つとして入っておりましたが、近年、芦屋には特別支援教育センターができました。どちらかというところと現在は、特別支援の相談は特別支援センターのほうを中心になっております。しかし、特別支援センターにいたしましても、先ほどと同じように内部のメンバーに当たりますので、今年度はその部分を外させていただいております。

浅 井 委 員 ) わかりました。

小 石 委 員 ) 最終的に、親御さんが承諾されれば決まりますね。

学校教育課主幹) はい、そうです。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること  
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、第2号議案「平成27年度芦屋市義務教育諸学校教科  
用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、これ  
は次の第3号議案「平成28年度使用芦屋市義務教育諸学校教  
科用図書の採択に関する基本方針（案）について」とも関連す  
る内容ですので、一括で審議したいと思いますがご異議ござい  
ませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、第2号議案と第3号議案を一括して審議  
します。第2号議案と第3号議案の提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 特に中学校の教科書の採択ですが、いつまでにどのような形  
で決定しなければならないのかを時系列的に説明してください。

学校教育課長) 選定委員会の委員が決まりましたら、第1回の選定委員会  
を5月中に開催いたします。続きまして、専門委員会も5月中  
に開催いたしまして、方針を示し、調査・研究に入ります。

専門委員会が調査・研究の上、7月中に第2回の選定委員会  
を開催し、その結果をもとに8月の教育委員会におきまして、  
教科書を決定する流れになっております。

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

学校教育部長) 1つ付け加えますと、教科書の決定については、8月31日までにしなければいけないと規則にございます。

松 本 委 員 ) 芦屋市P T A協議会からは、小学校代表と中学校代表が出ていると思うのですが、教員代表が中学校の先生だけなのは、来年度は中学校の教科書を定めるからでしょうか。

学校教育課長) 例年、教員代表につきましては、選定する校種の代表が出ております。

松 本 委 員 ) わかりました。

木 村 委 員 ) 無償措置法に定める手続きとは具体的にどのようなものか、教えていただけますか。

学校教育課長) 採択の方法につきましては、義務教育である小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び盲・聾・養護学校の小中学部の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律により無償措置を行っております。

木 村 委 員 ) 副読本は別にしても教科書は無償です。そういうことは、具体的に方針の中でどう生かされていますか。

学校教育部長) 実際には国が無償にしますので、手続きが決められております。県への報告、それから教科書会社への報告は期限が決まっております。その書類を期限どおり決められたところへ提出することが、1つ大きな無償措置法に関する手続きと言えます。

木 村 委 員 ) 先ほどおっしゃっていた、8月末までにしなければならないという話ですか。

学校教育部長) それも全部そうです。

教 育 長 )        その手続に則っているということですか。

学校教育部長)        はい。

教 育 長 )        平成26年度は、小学校に関しては採択変えをしないという方針ですが、不都合はありませんでしたか。26年度に不都合があれば、教科書自体は検定を通過していますから、何を使おうが法的に全く問題はありません。芦屋の子にとって何がいいかという観点で専門委員の先生方には見ていただいたと思うのですが、確認として、26年度使ってみて不都合はなかったですか。

学校教育課長)        学校現場、学校長含めまして、現在使っている教科書について不都合はないと報告を受けております。

松 本 委 員 )        この委員さん方については、議事録に公開されていても問題はないのですか。

学校教育課長)        教育委員会の議事録で載せるということですか。

松 本 委 員 )        はい。

学校教育部長)        委員名簿については、最初は出しません。採択が終わってから、ホームページ上に出すということでございます。

松 本 委 員 )        本日傍聴があった場合は、ここは秘密になりますか。

学校教育部長)        そうなります。

松 本 委 員 )        わかりました。

教 育 長 )        当然、調査委員も表に出ないということですね。

教育委員の皆さんに対して、調査委員は誰かという報告はいつあるのですか。

学校教育課長)        6月には報告ができます。

教 育 長 )        誰だということが、この委員会が出るのですね。

学校教育部長) 少なくとも最終的に、採択の結果を審議いただく会がござ  
いますので、そのときには皆様にお知らせすることができるか  
と思います。

小石委員) たしか小学校のときも名簿がなく、あれを見ると誰々のと  
いうことでわかりました。

木村委員) 第2号議案については、議事録に載せないにしても、傍聴  
者として教科書会社の人紛れ込んで情報を探ったりしかねま  
せんので、今後は秘密会にしたほうがいいかもしれません。

教育長) 次回から皆さんに諮りまして、それを秘密会ということにさ  
せていただきましょうか。

審議はしましたが、委員名簿は公開しないということにさせ  
ていただきます。

学校教育部長) 他市の例も含めまして、8月31日以降については全て公  
開するというので進めさせていただきます。

教育長) ではそのように諮らせていただきます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること  
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって第2号議案と第3号議案は可  
決されました。

〈第2号議案、第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第4号議案「平成27年度芦屋市教育研究部会研究員  
の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長)

〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 )

説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 )

特別支援教育部会には、小学校、幼稚園の先生はたくさんいらっしゃいますが、中学校は1名だけです。バランスとしてはこういう形で大丈夫なのですか。

打出教育文化センター所長)

今年度、中学校部会からは初めての参加でございまして、各校3名以上を出してほしいという願いはしているのですが、今回はこのような形になりました。今後、3中学校に向けても発信していきたいと考えております。

木 村 委 員 )

中学校の先生は、今回が初めてなのですね。

打出教育文化センター所長)

はい。

木 村 委 員 )

中学校でも、特別支援教育をかなり研究しなければいけないと思います。恐らく小学校や幼稚園のほうが大変だと思いますが、中学校でもかなり注意していかないといけないですね。今回はこれでいいと思いますが、できれば今後、もう少し増やして広めていく必要があると思いますので、お願いします。

浅 井 委 員 )

各部会の定員はございますか。

打出教育文化センター所長)

バランスは考えておりますが、定員はございません。

浅 井 委 員 )

最初の部会が4名という点は、どうお考えですか。

打出教育文化センター所長)

かつて、各部会に1名出させていただきたいという願いをした時期もありました。ですが、それでは責任出席になって研究の質も落ち、弱くなるという判断のもとに、本当にやる気のある、研究をしていただける方に来ていただくというふうに考えております。

浅 井 委 員 )

では、自主的に希望されているのですか。

打出教育文化センター所長) はい。もちろん、学校長の推薦のもとでございます。

浅井委員) わかりました。

教育長) 教育委員会がこの研究部会をリードしていきますが、芦屋の全国学力状況調査等の結果から見て、今回この5部会ですが、ほかの部会をつくる必要はなかったのでしょうか。

打出教育文化センター所長) 検証を重ねていきたいと思っております。

教育長) 特に小学校の外国語活動は、これから必須で入ってきます。先手を打った形での研究部会をしていかなければ、少し時期が遅れますので、そこだけは申し添えておきたいと思っております。

打出教育文化センター所長) 先ほど出ました英語・外国語活動につきましては、かつてはあったのですが、教科等部会に移す形になっております。その場で今後の英語教育について検討していくということでございます。

もちろん、今のご意見はよく理解しておりますので、今後の検討課題としたいと思っております。

小石委員) 同じ学校から2人入っておられるところがありますが、これはその学校で力を入れているテーマということですか。

打出教育文化センター所長) 異動もありますので、今までかかわってきた中で、今年は同じ学校になったということも考えられるところです。もちろん、学校長の意向で2人、力を入れて出させていただいているというところもあると思います。

松本委員) この研究部会は臨時講師の先生も入っておられますか。

打出教育文化センター所長) はい。

松本委員) 希望されればいいのですね。

打出教育文化センター所長) はい。研究内容のところで、初任者以外の教員を推薦して



ほしいとありますが、初任者の場合は研修で外へ出る機会が多いですのでそういった配慮です。しかし今年度は1名、初任者も入っております。本人の希望及び学校長の推薦で入っているということです。

小石委員) 具体的に、このメンバーが集まって何かやるとか、そういうこともありますか。

打出教育文化センター所長) 最低でも年に5回ほどは集まって研究を重ねていきます。外部講師も招いて行います。

小石委員) この先生方が特に、日常的にこういうことに取り組むということはありますか。

打出教育文化センター所長) その部会の中でいろいろ話し合っていて、授業を研究するところもあれば、集まって交流するところもあります。部によって違いますが、それぞれに指導主事が入っておりますので、私も入っていきたくております。

浅井委員) 教育研究とは別に、新任の先生方に対する新人研修のようなことはございますか。

打出教育文化センター所長) 県主催の研修もございますし、芦屋市が独自で開催する研修もございます。新任だけではなく、2年次から5年次までの研修も入ってきておりますので、それも打文で企画したり、県で企画したりということで、とにかく5年までの教員をしっかりと研修していこうという話でございます。

浅井委員) 先生方は最初に入られたときからある程度任されることがあると思うのですが、一般の企業や団体なら、新人として、22歳の1年目として、ありとあらゆることを教育されたり、いろいろ指導されたり叱られたりしながらだと思えます。その点、

やはり少し違うのかなと時々、失礼ながら、一般常識的な部分などがどうなのだろうということがあります。

P T Aにかかわっていたときも、校長先生が新人の先生を保護者の皆さんにも育てていってくださるようにと言われて、もちろんそれも必要ですが、若い方でありますから、先生といえども、新人研修にもっと力を入れていただきたいなと思っております。

木村委員) ここに書かれている先生方はいいのですが、一般の教員の方の研修で、5年目、10年目、20年目はどのようになっていますか。

打出教育文化センター所長) 10年目研修がございますが、今後、教員免許法の改正に伴う切りかえのときに研修があります。そのため、国は10年目研修はやめておこうという方向にありますが、節目節目での研修がございます。

木村委員) 毎年、一般の教員の方が研修に行かなければいけないということはないのですか。

打出教育文化センター所長) 5年目まではございます。

木村委員) その後はないのですか。

打出教育文化センター所長) 10年目であります。5年から10年の間はございません。

木村委員) 弁護士会も、最近研修が単位制になり、毎年10単位とらないと罰金が生じるということになっています。単位をとらなければいけないから行くのですが、行くと勉強になって、よかったなと毎回思います。毎年単位制にして、これだけはとってくださいということで、リフレッシュしていく必要があると思

います。ずっと古い知識のままでは、時代の変化についていけないこともあるので、毎年必ず幾つか打文に行って研修を受けるなど、単位制のような体制をつくることも、今後の課題として検討していただければと思います。

教 育 長 ) 昨年、打文の上月所長が参加者数の一覧表も出してくれていました。中学校に対するメニューが希薄なところがありますから、そういうメニューの内容も検討する必要があります。魅力ある研修をつくる中で、先生方が参加しやすい、したい、また、してほしいという形を所長のほうで検討していただけますか。

打出教育文化センター所長) わかりました。

松 本 委 員 ) 夏休みにすごく豊富なメニューがあったと思うのですが、今のところは、希望者だけが参加するのですか。

打出教育文化センター所長) はい。できるだけ魅力ある講座を設定して、来ていただくと考えております。

木 村 委 員 ) 私自身もそうですが、忙しいと、来いと言われなければ日々の仕事に追われて行かなくなってしまうものです。そのあたりを魅力あるものをつくと同時に、来て研修できる制度を構築していただくようお願いしたいと思います。

教 育 長 ) 4ページにICTを活用した授業づくり部会というのがありますが、ここの中で1つ気になるのは、「タブレット端末導入に伴い、タブレットを活用した授業における「協働学習」のあり方を検証していきます」というところです。協働学習のあり方を検証するのは当然いいことですが、授業のあり方が一番大事です。タブレットを導入することで授業がさらに充実し、タブレットを教えるのではなく、タブレットで教えるという、そ

の視点も所長のほうで押さえて研修を充実させてください。ここだけお願いしておきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて日程第2、専決報告第7号「芦屋市社会教育委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 社会教育委員の仕事とは何ですか。簡単に言ってください。

生涯学習課長) 芦屋市の社会教育の振興を図るのですが、社会教育というと狭義から広義まで多々あるとは思いますが、教育委員会とは、学校教育と社会教育、両輪と言われておりますが、それに昨今は、家庭教育というのも社会教育の中に含まれております。

この社会教育委員にどういう方を任命するかという部分でもございますように、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する方、学識経験者、そして市民ということで、芦屋市の社会教育に関する条例の中には書いてございます。

そういう幅広い分野から委員をお引き受けいただいて、いろいろな角度から意見をいただきながら、芦屋市の社会教育を守り立てる、いい方向に進めていくための意見をいただくという

ことで認識しております。

教 育 長 ) 仕事内容については、社会教育法ではどう定めてありますか。

生涯学習課長) 社会教育法の中には具体的には書いていなかったと思います。

教 育 長 ) 教育委員は地教行法において、合議制で決定するとか、教育委員の役割としてきちんとしたものが法の中に明記してあります。

生涯学習課長) 社会教育に関して広く調査・研究を行ったり、そのことについて教育委員会に対して意見を述べることができるようになってございます。

教 育 長 ) それは社会教育法に書いてあるのですか。

生涯学習課長) はい。

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員 ) 昨年、社会教育委員の仕事について、少し認識が違うのではないかということで、来年度は考えますということがあったと思うのですが、そのところは新しく任命されるときにきちんと伝えていただけるのでしょうか。

生涯学習課長) 各委員によっても若干認識が違うかとは思いますが、以前おっしゃっていたのは、決定権がないということでした。確かに意見を述べてとなっておりますので、直接現場でかかわっておられる方、家庭教育にかかわって活動されている方、それぞれの意見がありますので、それを社会教育委員の会議の中で出し合っていていただいて、意見をまとめて、教育委員会に出すという形です。今年、どうするかということも、2年任期になりますので、2年間でどうしていくかというお話を、以前も社会

教育委員の会議の中で打ち合わせをさせていただきました。

今までの懸案事項もあるのですが、それも含めて1年間ですぐ結論を出すことは難しいので、2年かけてということを考えております。

まず1年ではとりあえずここまでということを決めて、自分たちが考える芦屋市の社会教育を、全体はなかなか難しいと思うので、ある部分について意見をまとめ、教育委員会にこのような問題があると考えており、社会教育委員としてはこういうふうに考えますがいかがでしょうかというような提言や意見を教育委員会に提出する形ではどうでしょうかということも話の中ではしております。

小石委員) やはり社会教育はとても重要で幅広く、それを大所高所から芦屋市の社会教育をどうするのかという提言を求めているわけです。そこに妙に利益代表のようなものが入ってくるとややこしくなると思うので、もっと広い視点でどうしていくかというご提案をいただくことが大事だと思います。

木村委員) 合議体である以上は何らかの意思決定をする機関なので、それをやっていただいて、こちらに挙げてもらわないとわかりません。教育委員会は、専門の人たちに挙げてもらったものは、できる限り尊重することになりますが、決定権がないからといって、何も決定しないまま、雑談をして終わってしまうと、結局何も伝わってきません。全部が全部、全て意思決定しないといけないということはないと思いますが、重要だと思われる点については事務局でしっかりリードし、きちんと決議をし、少数意見なりを教育委員会に挙げますというふうにしていただか

ないと、大きく違いが生じてしまって、あまりよくない結果が出てくると思うので、そのあたりはよく注意をしていただきたいと思います。2年間かけてルールをつくるのは別にいいのですが、ある程度事務局でリードしていただかないと、回っていかないと思います。その点をお願いしたいと思います。

浅井委員) その提言を挙げていただいて、そして我々はまた返していくという、そういうピンポンのようなやりとりがあるのかなと思っており、私たちの認識も少し違っていたのかもしれませんが、挙げていただいたからにはこちらからも返していくというやりとりも必要かなと思います。

メンバーですが、広く地域や現場、市民活動にかかわっておられる方を満遍なく選定しているということで、ここの協会からいつでも入られるような、あて職的な、そういうことではないのですか。

生涯学習課長) 特に、団体がそこと決まっているわけではなく、例えば、社会教育の団体として、芦屋川カレッジからご推薦を受けておりますが、必ずしも芦屋川カレッジでないといけないということはありません。ただ、芦屋で社会教育の活動を広くされている団体というところで、芦屋川カレッジは広く活発に活動されているので、近年ずっとそこからどなたかにお願いしている状況です。ほかの団体に変えるということも、可能であるとは思っております。

浅井委員) 固定化されているわけではないのですね。

生涯学習課長) はい。

木村委員) 2年任期で、全委員が2年で終わりということですか。入

れ違いというか、残任期がある人はいないのですか。

生涯学習課長) 任期は2年となっておりますが、継続も可能です。切れ目としては2年ごととなっております。

木村委員) 教育委員会では、ごろごろと変わっていくのですが、要は期間がかぶっている人がいるから、わかっている人と初めてのひととでバランスがとれるのですが、全員がかわってしまうとなると、引き継ぎの問題が出てくるかと思います。

生涯学習課長) ずらしてということにはなっていないのですが、今回も新しい方が4名いらっしゃるように、委員が2年で全員かわるということはまずないということにはなっています。

松本委員) 昨年、事務局の方もすごく苦勞されたと思います。社会教育委員の会議が2か月ごとということで、教育委員会に提言をしたい場合、教育委員会の日程を考えつつ、2か月に一度だから仕方がないというような、後手に回っていたようなこともあります。委員の皆さんもそれを見通されて、この辺りでこういう話をするということを考えて2年間の計画を立てていかれたらスムーズかと思います。事務局の方もたくさんの仕事をされている中で、なかなか社会教育委員の会議にかかわってばかりもいられないとは思いますが、去年とても大変そうだったので、長期的な視野でリードされたらもう少しスムーズかなと思いました。

社会教育部長) 私も2年間見ていまして、お話の内容については、社会教育登録団体の随時募集の認定があったり、かなり固定化しておりまして、そういうところで論議を呼んでいたわけです。

昨年、阪神間での研修で芦屋市が当番市だったのですが、尼



崎、西宮の社会教育委員の方々も一緒に研修を受けて、どういう活動をされているか、内容をお聞きしたりお話しさせていただきました。

社会教育の場合、例えば公民館や図書館、美術館などそれぞれの分野で審議会があり、その優劣はありません。社会教育委員の会議につきましては、そういうところを外した中でお話をいただいております。仕事がずっと限定、固定化されていたので、そういう刺激を受けられた中で、各市が例えば青少年問題等のいろいろな問題について、提言活動をされていることもお聞きになられた上で、昨年度からも社会教育委員の独自の活動をしたいということで、社会教育登録団体がどういう身近なところで活動されているかというマップをつくれば皆さんにも役立ててもらえるかなとか、そのような活動にも目を向けていくようになっております。

5月にも会議を予定しておりますが、今後2年間の活動の方向性も話をしていきたいとお話をされていきました。社会教育登録団体ばかりに力を入れるのではなく、違う活動をしたいというお話も出ております。事務局もそういう方向で進めていただきたいと思っておりますので、少し違った形にはなっていくと思います。

小石委員) 何かテーマを決めて、議論していただいてもいいと思います。

教育長) 社会教育は広いですから、1つに限らず、大きな視点で。やはり文化の面、子どもの面、コミュニティースクールの面等ありますので、事務局がうまく皆さんの思いを、いい知恵を借り

られるように場を盛り立てていってほしいと思います。

木村委員) 教育委員会はいろいろな議題が来て、これだけに偏った議論はできないというか、全てを見ないといけないのですが、社会教育委員の会議はそういう形ではないですね。事務局から、こういう議題がありますと決議を出してもらうのではなく、話し合いのような形の運営にこれまでなっていたのですか。

社会教育部長) 研修会も多くございまして、そういうところにご自分たちも出席されて、発表をされたという報告もあります。年に2回は必ず社会教育登録団体の追加募集がありますので、その募集の件についての審議をしていただくというのが年に2回あり、全体で4回ですが大体そこで潰れてしまうので、形として残せなかった部分もあると思います。

木村委員) 年4回は少な過ぎる感じがします。社会教育が取り扱う分野は非常に広いですし、私どもがここで決議する話も、社会教育の議題はたくさんあります。本来であれば、教育委員会に挙がってくるすべての議題について、社会教育委員会の会議である程度決議をして上げてもらうのが本則だと思います。そうすると、年4回だけでは全く足りないのではないかと思います。例えば、成人式をこういう形でやりますよと来ますが、社会教育委員会のチェックは通らず、直接教育委員会に来るのですか。

社会教育部長) そうですね。いろいろなところで審議会や、それに類似する会議を持っておりますので、そこでの優劣がなく、社会教育委員の会議がその上部機関というものでもありません。範囲が広いものを全てお話していただくというのも、しっかり深めていただく審議はおそらくできないですし、審議会で審議してい

ただいているので、それをもってまた違うところでのご意見というのも難しいです。どこの市でもそのあたりは非常に難しいとお聞きしているところです。

生涯学習課長) 決められたものは4回ですが、マッピングをしたときには、ほとんどの委員さんご参加いただいて、何回もお集まりいただいたこともございます。今回も、今年から2年のことでの打ち合わせの際も、必要であれば集まって、現場を見て視察もしたいということで、積極的なご意見は出ておりました。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、専決報告第8号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 質問ですが、こども政策課というのはなくなったのですね。

生涯学習課長) 名称は少しややこしいのですが、こども政策課が担っていたことをこの新制度推進担当課がするということです。

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 放課後子どもプランと、今年度から始まる新しい制度の放課後児童体験事業はどういうつながりになるのでしょうか。

生涯学習課長) 新しい事業も運営委員会を持つことにはなっておりますが、まだ事業が重複している部分がありますので、当面は現在ございます芦屋市放課後子どもプラン運営委員会で、新しい事業のほうもお話はいただくように考えてございます。将来的には別の形になるか、時間的にも重複する部分があり吸収されていくような形になってしまいますので、少しずつ移行する形になるかとは思っております。

浅井委員) 移行していくのですね。

教育長) 整理しておきたいのですが、田中課長のところが推進している部分は、今年、8校中3校が新たに行っていきます。その部分と、残り5校は従来型の校庭開放を含めた、ここで言う放課後子どもプランになります。そのあたりの関係性を、もう一度説明していただけますか。

青少年育成課長) 芦屋キッズスクエアですが、文科省の放課後子ども教室の事業になりますので、種類としては同じです。補助金も同じ補助金をもらうということです。キッズスクエアは地域の状況や学校の施設の状況に違いがありますので、それぞれの学校の運営につきましては学校ごとに運営会議のようなものを設けて調整を図っていただくということです。

本日のこの運営委員会は、新年度は3校ということですが、今の予定では、3年後には8校全てで実施することになっております。ですので、全体の調整をこの運営委員会でお願ひし、全体と各校の運営等で、それぞれ別の会議でもって進めていく形になります。

浅井委員) 今のところは、芦屋キッズスクエアは放課後子どもプラン

に含まれるということですか。

青少年育成課長) そうです。

浅井委員) では、今後はまた違う形に移行していくのですか。

青少年育成課長) 今後も形としてはそうなると思います。

浅井委員) では、この放課後子どもプランはずっと残るのですね。

青少年育成課長) そうです。全体の流れで言いますと、放課後子ども総合プランという形で、厚労省の事業と文科省の放課後子ども教室型の事業を含んだ事業として、放課後子ども総合プランと国は言っております。その事業が県におりてきた段階で、ひょうご放課後プランという事業で、厚労省と文科省の事業を位置づけた形で言っております。

行政的な面から見た場合、両方の事業をまとめて補助金の制度が成り立っているという事業の組み立てになっていまして、市からはその事業に基づいて、それぞれ補助金申請をしますが、市で実際に事業を行うときには、芦屋市は放課後児童健全育成事業については留守家庭児童会事業を実施しておりまして、放課後子ども教室の事業では校庭開放事業と今度から実施します芦屋キッズスクエアの事業と、これまでずっとやっておりますが、具体的に言いますと、浜風の学びクラブですか。

生涯学習課長) 浜風学びクラブと、精道ですね。

青少年育成課長) 精道は、今度なくなるのですが、今までスマイルクラブをしていただきました。

生涯学習課長) 山手にもあります。

青少年育成課長) 図書館でも土曜日に事業を行っていらっしゃいます。校庭開放とキッズスクエアと、今申し上げたような教室型の事業を

合わせて放課後子ども教室という文科省の事業になるという、全体の組み立てはそういう形になっていくということでございます。

生涯学習課長) この春から山手と精道と潮見で新しくキッズスクエアを始めることになっておりまして、従来やっていた校庭開放はキッズスクエアに吸収されるので、土曜日はキッズスクエアを実施せず、そのまま以前の校庭開放をすることになっております。この計画では、3年間で8校にキッズスクエアを広げていくことになっていきますので、校庭開放は時間も全てかぶってしまいますので、なくなる形にはなっていきます。

木村委員) キッズスクエアですが、コンテンツをどうするのか、学校に今、任せているという話ではないですか。

青少年育成課長) コンテンツはまだ少ないのですが、今後、社会教育登録団体であるとか、地域の指導者の方を考えており、山手小学校はある程度コンテンツも含めて考えています。精道小学校は施設的に難しい部分があって、今はコンテンツを放り込む前の様子を見ている状況です。潮見小学校はある程度あるのですが、徐々に入れていこうということで、考えているところです。

教育長) 要はこの運営委員会でやるのであれば、そのあたりも情報収集をして、他市でこのようなことを行っているとか、いろいろな例やコンテンツ集のようなものを集めて、具体的にその学校でどう応用するかは、施設の状況もあるでしょうから学校で捨選択していただいたらいいと思うのです。まずはネタになるものを集めないといけませんし、情報交換が必要だと思います。潮見で行っているものを山手で参考にするとか、相互を参考に

し合うやり方もあるし、全国からいろいろなことを集めてくる  
とか、そういうことをバックアップをしてあげなければ、学校  
だけだとわからなくなってしまうところもあると思うので、そ  
ういう活動をしていただいたらいいのかなと思います。

青少年育成課長) 全体の調整を、この運営委員会でしていただくと思っ  
ています。8校全てそろった時点で、この運営委員会でそのまま  
行くのか、また別の調整委員会が必要なのか、考えていきたく  
と思っています。

木村委員) 組織がどうであれ、ネタをとにかく集めて、それを財産と  
して引き継いでいけばいいわけで、重要なのはそこだと思いま  
す。どういう組織が運営していくのかなど、そういう問題より  
も、まずノウハウを蓄積し、それを伝えていくと。ノウハウを  
集めないといけないわけですから、そこが一番大事だと思いま  
す。

松本委員) 今年、来年度、再来年度と広げていく中でとても重要な  
ので、潮見と精道もキッズスクエアにかかわっておられる方に  
1人ずつ出してもらったほうが会議としては話し合いが活性化す  
るのではないかと思います。精道と潮見に関しては、事務局か  
ら間接的に聞くことになりますよね。各学校の会議はあり、全  
体はここでとおっしゃったので、来年に向けて各学校からいら  
っしゃったほうがいいと思います。

小石委員) 県はかなり前から放課後子どもプランに関していろいろな  
ところの試行の資料を持っていますよね。県下のいろいろな学  
校で、事業例を多く挙げています。もちろん体制は以前とは違  
い、今のように毎日やる体制ではなく、放課後のある1日や、

あるいは土曜日という計画ですが、その中にもいろいろなアイデアがあったと思います。

運営委員会は、年に何回持ってどういうことを話すのかということが少し気になったのですが、今、木村委員がおっしゃったことはとても重要なポイントだと思って聞いていました。ぜひ実のある中身を推進することに協力していただきたいと思えます。

教 育 長 ) いろいろな開放があっても子どもたちは1つですから、親も理解しやすい、シンプルなものにする必要があります。加古川市では寺子屋のようなものを進めていると聞いております。特にここは老人クラブやいろいろな団体が来ておられる。うちの団体もこういう形で参加してみようとか、こういうことができるなという形です。やはりできないことよりもできるところをまず進めていっていただいて、山手でこうやったらこういう問題点があったというふうに、いろいろな例示を提供する中で、前向きにみんなで作っていきましょうということで、各学校に上手にネタをおろしていけるような広報の形を最初から、事務局は大変ですが、お願いしたいと思えます。

小 石 委 員 ) 大人が子どもを引っ張り回すのではなく、できるだけ子どもの自発的な活動を引き出すような活動を、ぜひつくってほしいと思えます。

教 育 長 ) また運営委員会で教育委員会でそういう話が出たのだということや、教育委員会の委員の方々は皆さんに期待していますよということを伝えてください。内容のあるものにさらに進めていけたらと思えます。



浅井委員) 従来から実施していたスマイルクラブなどのノウハウを生かしてもらうということも1つあるのかなと思います。それが途切れてしまうのはもったいないと思います。

木村委員) 私も視察しましたが、スマイルクラブと同じレベルのことは、到底できません。たくさんの保護者の人が参加して行ったことで、あれを毎日行うわけにはいかないの、やはり児童が自発的に、高学年の児童は低学年の児童の指導役になるとか、縦の関係で保護者にかわる役割を年長の子にしてもらう。そこでリーダーシップを育成することもできるわけですから、そういう形を考えていかないといけないと思います。スマイルクラブで行っていた分をそのまま引き継ぐわけにはいかないと思いますが、形を変えてこういうふうにやってみたらどうか等、1つの参考にはなるので、どうやってうまく運用するかですね。学校側も毎日行うため大変だと思うので、できるだけ負担を軽くしてあげるような工夫をして、バックアップしていただきたいと思います。

青少年育成課長) 毎日ということが、これまでと一番違うところだと思います。ですから、コンテンツも重要になってきますし、今まで、スマイルクラブさんがされていたノウハウも大切になってくると思いますが、精道小学校ではスマイルクラブの関係の方にも精道小学校の運営会議に入っていただくことになっていきますので、いろいろと教えていただけるのではないかと考えています。

月曜日から始まりますが、まずは安全を第一に、少しずつ進めていきたいと思っています。

浅井委員) 山手で土曜日にかかわっていらした方がそのまま濃い内容

で始めましたが、少し負担が大きいということは聞いています。

青少年育成課長) そうですね、持続していける形で組み立てていきたいと思っています。

教 育 長 ) 最初からスピードを飛ばしていくと後が続かなくなりますから、子どもの安全・安心を考え、親も安心できるシンプルなもので結構です。

小 石 委 員 ) あまり頑張りすぎると続きませんので、子どもが遊んだらいいのです。

教 育 長 ) あとの5つの学校が、このようなことはできないということになってしまうと一番よくないので、慎重に行ってください。

小 石 委 員 ) 基本的には居場所づくりでしょう。何か教えることが必ずしもいいというわけではないと思うので、そういうことを念頭に置いて、無理のないようにしてください。できるだけ子どもたちがのびのびできるような、楽しい時間が保てるような場を設定してあげてほしいですね。

見学に行こうと思ったら、そちらに一報をしておけばいいのですか。

社会教育部長) 見学にぜひご参加ください。芦屋大学さんや短大さん等、協定を結ぶと先生も一緒に来てしていただくこともできるので、毎日とはいかないと思いますが、若いお兄さんたちが来てくれるというだけでも、今までよりも少し充実したものになると思います。

前宣伝が全く違う事業のようで、大きくなってしまい期待度が大きいのかもしれないのですが、これまでの校庭開放事業を充実させて、日数や時間を長くしたり、かかわる人が多くなっ

たりというところでの充実は十分図られると思っています。いろいろかかわってくれる人がたくさん来て、遊びのきっかけをつくってくれるような、そういうところからでも入れたらいいなどは思っております。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、専決報告第9号「芦屋市立公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

公 民 館 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 3点について確認しておきます。

1つ目は、T i oクラブとは何ですか。2つ目は、日本A F S協会とは何ですか。それから3点目は、市民公募で市民さんが入っておられて、日本A F S協会兵庫支部という形で残られた、この理由は何でしょうか。この3点をお答えください。

公 民 館 長 ) T i oクラブさんは、社会教育活動を実施されている団体です。独自活動をされているのですが、神戸市公民館の講座の講師をされています。

日本A F S協会は留学生の支援をされている団体でございます。

鹿野委員さんは、従来は市民公募だったのですが、藤田委員

さんは市の附属機関でございまして、10年以上は再任できないため、今回どうしても退任せざるを得ませんでした。鹿野委員さんにお聞きしましたところ、留学生の活動もされているということで、お願いしたということでございます。

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員 ) 10年以上はということがございましたが、この方々は大体何年ぐらいこの役職につかれていますのでしょうか。

公 民 館 長 ) 2回程度再任していただいている委員さんもいらっしゃいます。西本委員さんでしたら、6年目ぐらいに入っていると思います。武庫川女子大学の教授の西本委員さんは1回目の再任でございます。委員によって異なります。10年までという期間は、附属機関の委員さんの再任の考え方で、市全体で決めていることでございます。

松 本 委 員 ) 先ほど、社会教育委員のときにも市民公募があつて、余り人気になさそうでしたが、今年はどうでしたか。

公 民 館 長 ) 1名の応募がありました。

松 本 委 員 ) この方、ほかのところでも名前を見たような気がするのですが、何かほかの委員もされていらっしゃいますか。

公 民 館 長 ) 3月31日まで図書館協議会の委員をやっておられます。

木 村 委 員 ) 市民公募は、しないといけないのですか。

公 民 館 長 ) 今回の場合は、芦屋市立公民館設置条例第15条第2項に、市民の中から委嘱または任命するという項目があります。これは、地方分権のために、もともと法律で定められていたものを条例で定めましょうということになりまして、そのときに、市民委員も入れましょうという条例改正をさせていただいたこと

があります。それよりも前に市の方針としては、市民委員を入れましょうという、基準のようなものがございまして、条例にも記載されていますし、市で定められている基準でもありますので、市民委員については入れて、市民の意見を聞きながら適正な施設運営をしていこうというのが趣旨でございます。

木村委員) わかりました。ただ、その市民を公募でやるかどうかの問題で、例えば町内会などから推薦をいただくとか、公募して余り機能しなければ、1名でしたらその人にせざるを得ないわけです。この人がどうかというのは別にしても、適性として、その人でいいのかどうかという問題もあります。そこの保証は全くなくなってしまうので、本当にいいのかというのはあるので、町内会や連合会があるのかはわかりませんが、自治会の推薦のようなものをお考えいただいたほうがいいのではないかと思います。

公民館長) 市全体で定めている基準の中に、公募という記載があったと思います。今回のケースに関しても、1名の応募があったので無条件で委員さんにするのではなく、市の内部で、実際には作文を提出していただいております。

木村委員) では、その作文がだめでしたらどうするのですか。

公民館長) 委員はいないということになります。

木村委員) それは条例上いいのですか。市民の中から委嘱または任命するというのは、市民委員が必ず1人入っておかなければいけないということはないのですか。

公民館長) そこはそういうケースが現在までありませんのでお答えしにくいところはあるのですが、提出された作文を採点させてい

ただいて、一定の基準を超えていなければ委員をお願いすることにはなりません。

木村委員) 規則や条例がどうなっているのかは別にしても、そこでもうまく回っていかないのであれば、規則や条例を変えればいいわけです。そのあたりも含めて、うまく機能しない可能性がある場合には考え直さなければ、市民公募を行って運営していくところに非常に問題があると思いますので、そのまま放置せず考え直したほうがいいと思います。

教育長) 市民に、こういう公募があり、こういう役割があるのだというのを、行政としてただ単にホームページに上げるだけはいけない。審議会というものは、企画等について見ていただくという大事な役割があります。公民館にしても教育委員会にしても、日ごろからそういうことをアピールしてたくさん応募していただければ、10倍、20倍は必要ありませんが、せめて3人の中から1人選ぶぐらいの形で努力していく必要があります。ほかにも市民はいらっしゃるわけですが、今までのものが機能するように、木村委員も中身が大事だということをおっしゃっていると思うので、事務局としてもそこは大事にしていくべきものだと思っておきましょう。

浅井委員) 応募者がゼロが続くのもありますね。

教育長) 教育委員会自体でゼロはありましたか。

社会教育部長) それはありませんでした。ただ、参画と協働の趣旨ということで、市民公募をして市民委員を求めていきましょう、附属機関等に入っていただいと謳われておりますので、そういう方針の中で、市全体が動いております。議会にも、今言われた

ように、何人応募があったのか、1人でいいのかということも言われました。日ごろから顔を合わせる機会はたくさんあるので、そういう機会に、こういうふうに募集しています、ぜひ参加してくださいというアピールはもっとできると思います。そういう努力が少し足りていません。芦屋市民の方は、そういう意欲を持った方がたくさんいらっしゃいますので、こちらからの働きかけで応募はしていただけるものと思います。もう少し、そのところは所管は努力をすべきと思います。

木村委員) 広報あしやには載せているのですか。

社会教育部長) はい、広報にも載せております。

木村委員) あとはコミスクや、自治会等にもこういう募集をしていますというような紙を配って、年に1回まとめて、こういうものを公募していますというのを見てもらうとか、そうすれば大分違ってくると思います。

社会教育部長) そうですね。市民センターなどは、市民の方が絶えず出入りしておられるので、そういうチラシを置いたり、講座の機会をお借りしてアピールしたり、方法はいろいろあると思いますので、またそういったことも考えてまいります。

教育長) これは公民館運営審議会委員ですが、教育委員会としてはほかにもいろいろありますから、それをアピールしていくということを、各3部長と確認していきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次 に、専決報告第10号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、これは次の専決報告第11号「芦屋市立青少年愛護センターの運営連絡会委員の委嘱又は任命について」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思いますがご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認め、専決報告第10号と専決報告第11号を一括して審議します。

専決報告第10号と専決報告第11号の提案説明を求めます。

青少年愛護センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 法改正と、そして委員の変更がございました。説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員 ) この運営連絡会は年に何回ぐらい行われるものでしょうか。

青少年愛護センター長) 通常、年に2回開催しております。

木 村 委 員 ) 年に2回で、大体どのようなことを話し合われているのですか。

青少年愛護センター長) その時々状況を必要に応じて意見交換し、それぞれの団体が取り組んでいることがありますので、その辺りを委員の方から報告していただいています。センターの事業報告と事業計画は、いつも報告させていただいております。内容でいいますと、昔はシンナーが多かったのですが、それがだんだん大麻になって、現在では、脱法ドラッグに変わってきているという話



もでございます。最近で言いますと、スマホのインターネット等、そういう対応の話もあります。

教 育 長 ) 愛護センターは今、何をしていますのですかと市民に聞かれた場合、どう答えたらいいでしょうか。

青少年愛護センター長) 事務の内容として一番大きいのは、愛護委員さんが現在196人いらっしゃいます。8班ございまして、毎月班集会を学校ごとにされており、事務局として全て出席させていただいて、班集会の中で班の活動が決まってきます。その辺りのサポートや、班ごとの調整など。愛護委員とは別に、愛護協会という任意団体の活動もありますので、その理事会の運営や、そういうことを通じて今取り組んでいるところでございます。

教 育 長 ) そもそも愛護センターの運営連絡会自体がどういう役割をしなければいけないのか、センターの職員も、委員の皆さんも、子どもたちの周りの環境が変わっていく中で、どういにかかわりをしていけばいいのかということですね。また連絡会で、いろいろなセクションから出られるから、そのセクションの役割も認識する中で、センターの機能が充実するように、ここでの提言や意見をうまく活用していくことが大事だと思います。

青少年愛護センター長) 今、センターの課題としているのが、相談機能をもう少し充実させなければいけないということです。もちろんそれぞれの学校で問題が起きたときには、学校、担任に相談するということはあるでしょうが、担任や学校には相談しにくい問題も多々あると思います。そういう相談事の受け皿として、もっと周知する必要があるなということを今、ずっと言っているところでございます。

社会教育部長) 他市ですと、補導センターという、まだそこが色濃く残っているところもあります。ですが、芦屋はそれがなじみにくいということで、反対に、愛護という観点での見守りですとか、悪書追放、そういう活動もされています。その活動の中で、PTAの時代に参加された保護者の方たちがずっと残っていただき、現在196名にまでなっており、芦屋としてはこれが本当に誇りになっているところです。

そういった活動のしやすさと、人の目の多さというところで芦屋の子どもたちの見守り活動をしていただいています。そういった部分では本当に大きな力になっていて、熱心にされておられるので、ご自分たちのパトロールの行程を、時折交換し合って違う方々が違うところに参加してパトロールの手順を追って、今まで気がつかなかったところを再発見していくようなことで発表し合ったりと、本当に活発にしてくださっています。そういう部分では、本当に芦屋では根づいた活動になっているなど感謝しております。

木村委員) 連絡会ですから、いろいろな立場や地位の人が出ており、それぞれの組織を抱えています。その中で、ここの連携をとったらもっとよくなる、警察にこういうときに言えるようになればいい等、そういう相互のコミュニケーションを団体同士がとり合う、そこをうまく機能させることが、連絡会の大きな意味だろうと思います。そういう観点、続ける場を年に1回でも2回でも持つというのは、それなりに意味のあることだと思います。そういう観点でより機能を増すようにしていただければと思います。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

最後に、学校教育部も入っていますから、そこへの情報をうまくとってほしいと思います。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって専決報告第10号と専決報告第11号は承認されました。

〈専決報告第10号、専決報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、専決報告第12号「芦屋市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

図 書 館 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) ムギの会、あし笛は、どのような会でしょうか。

図 書 館 長 ) ムギの会は、図書館のお話の会や絵本の読み聞かせの中でご協力いただいているボランティアグループです。あし笛につきましては、文字で本を読むのが困難な方のために録音図書を作成等で協力をいただいているボランティアグループです。

教 育 長 ) ありがとうございます。説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員 ) 図書館協議会からこれまで、館長に対してどのような意見が出てきたのかを教えてください。

図 書 館 長 ) 意見はさまざまです。大きいことだと、図書館を今後どのような形で運営していくのかという運営形態の話であったり、

図書館運営の中でこれをしたらもっと改善できるのではないかという、例えばインターネット予約についてや、統計の使い方、どのような形でするとより効果的に利用を伸ばすことができるか等のご意見をいただきます。案内登録や調査・相談という窓口があるのですが、そこを利用しやすくするために、他市ではどのような取組をしているか等を学識経験者の方からも助言をいただいています。改善に向けて、図書館としても課題として取り組んでいるという状況でございます。

浅井委員) 昨年、回収ポストが新しく設置されました。それはうまくいっていますか。

図書館長) はい。最初は周知期間が短かったので利用が少なかったのですが、徐々に伸びておりまして、最近ではかなり多くなってきました。

図書館から離れて、返却ポストのところは気にして本庁に来たときも見るようにしているのですが、必ず利用する方に出くわすので、周知されてきたのかなと思っております。

浅井委員) わかりました。

社会教育部長) 図書館協議会からも、ポストが目立たないのでこういう表示をしたらいい、回収ポストだということを大きく書いたほうがいい等、そういったことも協議会では意見として、昨年出ておりました。

浅井委員) それで図書の利用が増えているのならいいですね。

木村委員) 図書館の分所のようなところがラポルテなどにあり、夜の9時ぐらいまであいていたりすると、私は借ります。場所が不便なので、特に仕事に行っている人の利用を考えると、あの辺

りにあったらいいなと前々から思っております。それは予算の問題もいろいろあるし、費用もかかることですが、そういうふうに切実に思っておられる市民の方は結構いらっしゃるかと思うので、そういうこともまた議論していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長 )      ブックワーム芦屋をかかげている街ですから、できないことばかりではつまらないので、できないかもしれませんが、こうしたら楽しくなるなど考えてください。返却ポストもできることによって便利になりますので、いろいろなことにチャレンジする形で、協議会から意見をいただいたのだということで、こちらでも立案しやすい面もあります。

浅 井 委 員 )      分室がありますね。そこに返したら本館にも返るということですから、それはありがたいですが、時間的にはそこまで長くあけておらず、5時までだったと思います。

図 書 館 長 )      打出分室は5時までですが、大原分室は本館と同じ時間、10時から6時までの開館となっております。

浅 井 委 員 )      金曜の夜のみ、少し長く8時など、そういうことができれば、かなり違うのかなとは思いますが。

小 石 委 員 )      分室に借りたいような本を入れておくと、そこに持ってきてくれるなどのサービスがあればいいですね。

図 書 館 長 )      どうしても分室は置いてある本が少ないですから、たくさん置いてある図書館から取り寄せての貸し出し等は行っております。

教 育 長 )      他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること  
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 閉会宣言